

議員提出議案第12号

憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使の容認を行わないよう
求める意見書提出について

上記の議案を提出する。

平成26年6月12日

提出者	調布市議会議員	井 樋 匡 利
賛成者	調布市議会議員	雨 宮 幸 男
	同	武 藤 千 里
	同	ドウマンジュ恭子
	同	大 河 巳渡子

憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使の容認を行わないよう
求める意見書

5月15日、安倍首相は、私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が発表した報告書を受け、集団的自衛権の行使を認めるという憲法解釈変更の方向性を表明し、政府・与党に検討を指示した。

政府はこれまで、日本が攻撃を受けたとき以外で武力を使うことを広く禁止してきた。そのためイラクなどに自衛隊を派兵したとき、法律には「武力行使はしない」「戦闘地域には行かない」という2つの歯どめが明記されていた。集団的自衛権の行使は、日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために海外で武力を行使することにほかならず、これまで「戦闘地域に行かない」などとしてきた海外派兵法の「歯どめ」を外して、自衛隊を戦場へ送り出すものである。

安倍首相は「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に行使することは許される」としているが、「安全に重大な影響を及ぼす」かどうかは、政府が判断するため、その範囲は無制限に拡大する可能性がある。

安倍首相が「限定的な行使」「必要最小限度」と言ったところで、その本質は「国民の命を守る」どころか、海外での戦争のために日本の若者が血を流すことにほかならない。

しかも、それを内閣の閣議決定で憲法解釈を変えることで可能にするということは、立憲主義を踏みにじる暴挙と言わざるを得ない。

よって調布市議会は、国会及び政府に対し、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使の容認を行わないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 6 月 日

調布市議会議長 林 明 裕

提出先

内閣総理大臣 防衛大臣 衆議院議長 参議院議長